

1 河川管理主体：河川法は、ひとつの水系をその中小河川まで含めて一貫管理する「水系一貫」の考え方をとっているが、実際にはひとつの水系に管理主体が混在している。

国（国土交通省）	府県	市町村
（1級河川）	（1級河川指定区間・2級河川）	（準用河川を含む普通河川）

2 河川管理の課題：河川に関する行政課題には主に治水、利水、環境、利用があるが、ひとつの課題に複数の省庁が係わり、さらに各省庁の施策を都道府県と市町村が執行するなど複雑な体系になっている。

- *総合的・一体的な管理を難しくするとともに、責任の所在が曖昧。
- *特定多目的ダム法の制定や旧水資源開発公団（現水資源機構）の創設など総合的な行政の推進も図られてはいるが、水需要の低下、河川環境の悪化、水源地域での過疎化の進展など近年明らかになりつつある課題に迅速に対応できていない。
- *地方は多様な施策を担っているが、国のタテ割り行政にしばられ、地域の実情に応じた総合的な施策を進めることができない。

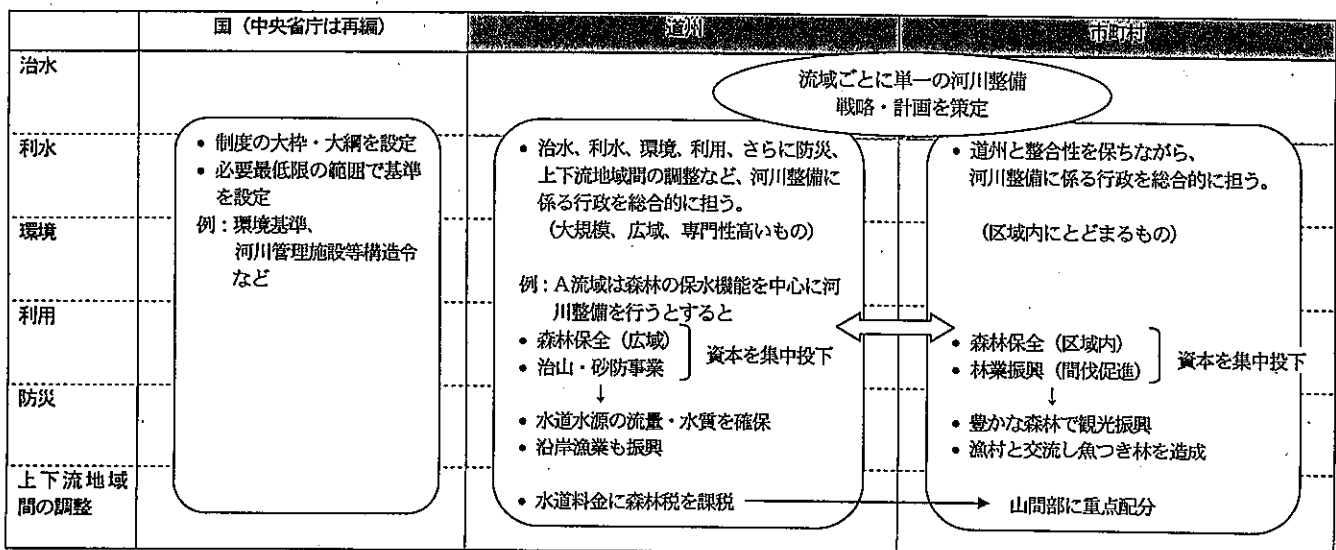
	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	都道府県	市町村
	(独)水資源機構						
治水	・下水道整備	・治山事業 ・森林保全		・砂防事業 ・河川管理施設の整備 (治水ダム、堤防・堰 堤など)		・治山事業、 ・砂防事業 ・森林保全 ・河川管理施設の整備	・土砂災害防止 ・森林保全 ・河川管理施設の整備
利水	・上水道整備	・農業用水の確保	・工業用水の確保 ・水力発電事業の推進	・河川管理施設の整備 (利水ダムなど) ・水利権の調整	・地盤沈下の防止	・上水道給水 ・農業用水の確保 ・工業用水の確保 ・地盤沈下の防止	・上水道整備 ・農業用水の確保 ・工業用水の確保 ・地盤沈下の防止
環境	・下水道整備	・下水道類似施設の整備 ・環境負荷の低い農業 の推進		・河川管理施設の整備 (環境に優しい工法)	・下水道類似施設の整備 ・水質汚濁防止 ・動植物の保護 ・不法投棄の取り締り ・環境教育	・下水道、下水道類似 施設の整備 ・水質汚濁防止 ・動植物の保護 ・不法投棄の取り締り など	・下水道、下水道類似 施設の整備 ・水質汚濁防止 ・動植物の保護 ・不法投棄の取り締り など
利用		・内水面漁業の振興	・砂利採取業の監督	・公園整備		・内水面漁業の振興 ・砂利採取業の監督 ・公園整備	・内水面漁業の振興 ・砂利採取業の監督 ・公園整備

1 河川管理主体：流域ごとに道州と関係市町村が協力して総合的な戦略を策定し、河川管理を分担する。

道州	市町村
（1級河川・2級河川）	（2級河川の一部・普通河川）

2 河川管理の課題：国は制度の大枠の策定や最低限必要な基準の設定に純化する。道州と市町村は、流域ごとに策定した単一の河川整備戦略・計画に従い、総合的な施策を推進する。

- *流域ごとに、最も効果の高い施策・施策の組合せを選択し、集中的に資本投下する。
(タテ割り行政や国の補助金メニューに縛られない施策展開が可能に)
- *戦略・計画の策定、及び施策の実施（予算）については道州議会の同意を得ることで、流域住民の民主的統制下におく。



河川管理のあり方（琵琶湖・淀川水系では）

<現状>

- > 「淀川水系河川整備計画原案」(H19.8.29) から抜粋
 - ・ これからの河川整備においては、環境、治水、利水、利用の各課題が、相互に関連していることを十分認識して対応する必要。
 - ・ これらの課題に対して河川管理者のみによる河川内での対応には限界がある。
 - ・ 「流域的視点」に立って、流域のあらゆる関係者が情報や問題意識を共有し、連携協力する必要。
- > 「琵琶湖・淀川流域圏の再生」(「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」を設置)
 - ・ 統合的流域管理の視点に立ち、各分野にまたがり地域を越えて各行政機関が協議・調整を行う → 広域連携に止まる
- > 「淀川水系流域委員会」とダム事業
 - ・ 国と淀川水系流域委員会、関係自治体間の意見集約が整わず → ダム事業など重要な河川管理施設整備の民主的統制の主体は？

<道州制導入後> 次のようなことが可能になる

- > 例えば洪水被害の防止について、次のなかから最適な施策・施策の組合せを選択
 - ① ダム整備
 - ② 堤防建設
 - ③ 森林整備、
 - ④ 山間部での水田整備
 - ⑤ 氾濫原の土地利用規制 など
 - > 施策の選択においては、環境保護、林業振興、観光振興など他の行政課題への効果も総合的に勘案。
 - > 環境税（森林税）を独自に関西州が課税するとともに、水源域に手厚く配分して、流域全体にわたる受益と負担を公平化。
 - > 意思決定は流域住民の民主的統制下にある道州知事と道州議会が担い、河川整備のための戦略・計画の策定には流域市町村の意思も反映（＝琵琶湖・淀川のことは流域の住民が決める）
- *ダム整備を含め必要な財源は道州へ移譲。(独)水資源機構は道州共通の機関としてダム整備を担う。

出展：近畿地方整備局「淀川水系河川整備計画原案」(2007.8)、近畿地方整備局ホームページなどから作成

琵琶湖・淀川水系の概念図

